

# 駒岡清掃工場更新基本計画（案）に対する

## 市民意見の概要と札幌市の考え方

平成30年3月16日に駒岡清掃工場更新基本計画（案）を公表し、同日から4月16日までの32日間、パブリックコメントにより意見を募集し、9件のご意見が寄せられました。

### 1 意見提出の概要

#### (1) 意見提出者数及び意見数

ア 意見提出者数	4名（60代1名、70代3名）
イ 意見数	9件

#### (2) 提出媒体別意見提出者数

ア ファックス	3名
イ メール	1名

#### (3) 項目別意見数

第1章 基本計画の背景と目的	2件
第2章 施設整備の基本方針	2件
第5章 施設計画に係る基本的事項	1件
第6章 環境保全計画	1件
第11章 災害対策	2件
第12章 施設配置・動線計画	1件

### 2 意見の概要と本市の考え方

項目	意見の概要	市の考え方
・P1-1 1. 事業の必要性 8行目	事業の必要性で3清掃工場体制の維持が必要不可欠とあるが説明が足りないのではないか。  清掃工場を2工場体制にした場合、費用はどの程度削減可能となるのか。	清掃工場については、収集車の走行距離や季節によるごみ量の変動、整備補修による運転停止期間（1工場全炉停止による整備もあります）、災害時のリスク管理などを踏まえ、現行の3工場体制の維持が必要不可欠と考えます。そのため、本計画では2工場体制時の費用を試算しておりません。
・P2-1 第1節 基本理念 1行目	バイオマス発電を活用する事業とは、具体的にどのような事業か。	現在、市内のすべての清掃工場では、可燃ごみを燃料として焼却した熱を回収し、蒸気タービンで発電を行うバイオマス発電を行っております。

		<p>新しい清掃工場では、従来よりも効率のよい発電設備を導入することで、クリーンなバイオマスエネルギーの活用をさらに促進し、低炭素社会の実現に貢献する計画としています。</p>
<p>・ P2-1 第1節 基本理念 2行目</p>	<p>地域に貢献する施設整備について従前とは違う整備になるのか。</p>	<p>現駒岡清掃工場では、地域への熱供給及び札幌市保養センター駒岡での余熱利用を行っており、これらは新清掃工場においても継続して行う計画です。</p> <p>なお、新清掃工場においては、地域への融和に貢献する施設として、高効率エネルギー回収システムの導入を予定しており、現行以上の発電量や熱供給となる計画です。</p> <p>また、災害時の地域への防災拠点としての活用についても検討してまいります。</p>
<p>・ P5-3 2-3. 計画ごみ処理量</p>	<p>計画ごみ処理量の算出根拠が分からない。</p>	<p>全工場の実焼却能力に対する新駒岡清掃工場の実焼却能力の比に総焼却量を乗じて、算出しております。</p>
<p>・ P6-25 3. 建設工事中における環境保全対策 ・ P6-26 4. 施設供用中における環境保全対策</p>	<p>ごみ搬入及び工事関係車両の通行に関わる環境対策について補足が必要ではないか。</p>	<p>駒岡清掃工場更新事業においては、札幌市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価手続きを実施しております。</p> <p>施設稼働後のごみ搬入車両及び工事期間中の工事車両に係る大気質、騒音・振動への影響については、今後公表いたします環境影響評価準備書の中で、現地での調査結果をもとに、周辺への影響を予測・評価いたします。</p> <p>併せて、環境保全措置についても検討し、周辺環境への配慮を行ってまいります。</p>

<p>・P11-3 1-3. 災害廃棄物の適正処理機能の確保</p>	<p>今後策定される災害廃棄物処理計画においては、東日本大震災の事故例を鑑みて「放射線測定機材の整備」について検討が必要ではないか。</p>	<p>国が平成 26 年 3 月に取りまとめた「災害廃棄物対策指針」では、「地震災害に伴う放射能汚染対策に関する事項は対象としない」と定められております。</p> <p>このことを踏まえ、北海道が平成 30 年 3 月に策定した「北海道災害廃棄物処理計画」において、同様に対象外としておりますが、今後札幌市で策定する予定の災害廃棄物処理計画でも同様に対象外とする予定です。したがって、この計画の中で放射性廃棄物の処理や監視をすることにはならないものですので、何とぞご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、放射性物質に汚染された廃棄物が発生した場合には、国が責任を持って対応する方向で検討されているものと聞いております。</p>
<p>・P11-4 2. 防災拠点としての機能</p>	<p>防災拠点としての機能に救護設備に係る機能を補足することが必要ではないか。</p>	<p>本計画の中では、他都市の清掃工場での事例を参考に、防災拠点機能の一例をお示ししております。</p> <p>今後、清掃工場の仕様を決定していく中で、いただいたご意見も参考に関係部局等との調整を図りつつ、防災拠点機能の整備について検討してまいります。</p>
<p>・P12-12 1-2-2-4. 敷地進入出道路</p>	<p>ごみ搬入車両の出入口を資源選別センター敷地内に計画しているが、狭いのではないか。</p>	<p>現在計画している出入口で、必要な車線数及び幅員の確保が可能であると考えております。</p>

平成 30 年 5 月発行

編集・発行／札幌市環境局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2922 FAX 011-218-5105

市政等資料番号  
02-J01-18-956